

諮問日：令和3年9月1日（令和3年度（最情）諮問第29号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（最情）答申第48号）

件名：委託者と受託者の分業の結果として、システム開発作業に支障が生じた事例を記載した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「システム開発に関して、業務のことは業務側で、システムのことは事業者側でという形での「分業」の結果として、うまく行かなかった事例が書いてある文書（直近の事例に関するもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年6月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総局デジタル推進室専門官は、「目指すは「裁判のDX」。裁判所の情報通信インフラを刷新する」と題するビズリーチの記事において、「今までも裁判所は、多くの委託事業者の方と作業してきました。ですが、業務のことは業務側で、システムのことは事業者側でという形での「分業」では、結果的にいいものにつくれないこともあったと思っています。」と発言していることからすれば、本件対象文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は、本件開示申出について、「システム開発に関して、委託者側と受託者側の分業の結果として、開発作業に支障が生じた事例を記載した文書」の開示を申し出るものと整理した。
- 2 システム開発に関して、委託者側と受託者側の分業の結果として、開発作業に支障が生じた事例について、これを取りまとめたり、受託者に文書の提出を求めたりしたことはなく、そのため、同事例を記載した文書を作成又は取得していない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

なお、苦情申出人は、民間の転職サイト上に掲載された記事に記載されている最高裁判所職員の発言内容からすると本件開示申出に係る文書は存在する旨主張する。しかし、当該発言部分は、当該転職サイトのインタビューに応じた職員が、裁判所のシステム開発を経験した者等から聴取した内容を踏まえて述べたものであり、特定の文書に基づいて発言したものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年9月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 審議
- ④ 令和4年1月21日 審議
- ⑤ 同年2月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所は、本件開示申出について、「システム開発に関して、委託者側と受託者側の分業の結果として、開発作業に支障が生じた事例を記載した文書」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載並びに本件苦情申出書の記載及び添付資料の内容を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

当委員会庶務を通じて確認したところ、システム開発に関して、委託者側と受託者側の分業の結果として、開発作業に支障が生じた事例を取りまとめたり、同事例に関して受託者に文書の提出を求めたりしたことはないことが認められ、さらに、同事例について記載する可能性がある文書として、既存システムの分析や評価に係るシステム開発に関する文書全般について探索したが、本件開示申出に係る文書はなかったことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、同事例を記載した文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子